

一般社団法人島根県経営者協会 会長 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省島根労働局
国土交通省中国地方整備局
島根県土木部
一般社団法人島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしく願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。

島根県商工会議所連合会 会頭 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省島根労働局
国土交通省中国地方整備局
島根県土木部
一般社団法人島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしく願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。

令和5年12月1日

島根県商工会連合会 会長 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省島根労働局
国土交通省中国地方整備局
島根県土木部
一般社団法人島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしく願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。